(千万)															, IC	_ 石						
特定	三外国	子会	会社等(の名称	1							事	Ž	Ě	年		度	2			•		•		
				特	定		所		得	の		金		額		の		計	9	軍					
所	得	ì	の	種	類		金当	の等	債券の	利子		券 還 差		譲	式等 渡 る所	に		:の譲			許 権		船航貸よ	旧空寸る	に
					•		1)		2)		3			4			(5)			6			7	
収	J	(金	額	3																				
				斤得 に 合計額	4																				
又に	は債券	多の	譲渡し	式等 こ係る計額	5	/	/					/	_							/	/	_		/	
(4) O		くる の		費 用計 額	6																				
負				う 負 債 合 計 額	7									-									/	/	
債利	(7)の	うち(6)に含ま	れる金額	8									=							/				
子	総資	産	の帳簿	奪 価 額	9															/					
配賦				株式等	10									=		/									
額			(10) (9) スの場合		11																				
((4) -	(5) –	身 の -(6)− ○場合は		12																				
価額	頁の算	単単	の方法)帳 簿 去又は 用法令	13																				
				部	分	課	:	税	対	象		金	客	預	の		計	算	4	手					
部分適用対	収入基準	部 り ((4 を を を	}適用 入 金)欄(⑴ ≩く。)	対象金額 額 の (2) 欄が零 の合計)	類に存 合 計 のも	系る 額 の	14			F	円)	部分	O.)	: 権 保 長1「27	7	盲	割	合	1	.9				%
象 所 税 引 前 当 期 利				益の	の額 15						課 税 対			(17) × (19)					2	20					
金額に係る適用	基準	部	分 適	5)×5% 用 対	象 金	貊	16					象 金 額	影特		税 会社等に係る	対課税対象	象 金額の計算1	金間する明網	額 叶の [34]	2	21				
院 外 の 平成29年旧措 判 第5項の適用の					D 4	18					の計算		B 分 課 税 対 (20)と(21)のうち少						22					円)	

特定外国子会社等に係る部分課税対象金額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、平成29年改正前の措置法(以下「平成29年旧措置法」といいます。)第40条の4第1項各号《居住者の特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入》に掲げる居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合に記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあっては、「部分適用対象金額に係る収入金額の合計額14」の括弧書及び「部分課税対象金額22」の括弧書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「収入金額3」の各欄は、平成29年旧措置法第40条の4第4項各号の剰余金の配当等の額の合計額、債券の利子の額の合計額、債券の償還差益の額の合計額、株式等の譲渡対価の額の合計額、債券の譲渡対価の額の合計額、特許権等の使用料の合計額及び船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額をそれぞれ記載します。
- 4 「4の①」から「4の⑤」までの各欄は、「収入金額3」の金額から平成29年旧措置法第40条の4第1項に規定する 特定外国子会社等(以下「特定外国子会社等」といいます。)が行う事業(平成29年旧措置法第40条の4第3項に規定 する特定事業を除きます。)の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた金額を除いた金額を記載します。
- 5 「9の①」及び「9の②」の各欄は、特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額を記載し、「9の③」は、特定外国子会社等の債券(「4の③」の金額に係るものに限ります。以下同じ。)の償還(買入消却を含みます。以下同じ。)の日を含む事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額(当該償還の日を含む事業年度において取得をした債券がある場合には、当該総資産の帳簿価額に当該債券の当該償還の直前に会計帳簿に記載された金額を加算した金額)を記載します。
- 6 「10の①」及び「10の②」の各欄は、特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等(「4の①」の金額に係るものに限ります。)及び債券(「4の②」の金額に係るものに限ります。)の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を記載し、「10の③」は、特定外国子会社等が償還の直前において有する債券(「4の③」の金額に係るものに限ります。)の当該直前に会計帳簿に記載された金額の合計額を記載します。
- 7 「税引前当期利益の額15」は、平成29年改正前の措置法令第25条の22の2第21項《特定外国子会社等の部分適用対象 金額の計算等》に規定する所得の金額を記載します。
- 8 「請求権勘案保有株式等の保有割合19」には、「**②特定外国子会社等の判定に関する明細書(付表 1**)」の「27」の 本人の欄の割合を記載します。
- 9 「課税対象金額21」には、「**①特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書**」の「34」の金額を記載 します。
- 10 平成29年旧措置法第40条の7第1項《特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入》に規定する特殊関係株主等である居住者に係る同項に規定する特定外国法人が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。